\bigcirc 玉 土 交 通 省 令 第

号

踏

切 道 改 良 促 進 法 等 \mathcal{O} __ 部 を 改 正 す る 法 律 令 和 三 年 法 律 第 号) 及 U 踏 切 道 改 良 促 進

部 を 改 正 す る 法 律 \mathcal{O} 施 行 に 伴 う 関 係 政 令 \mathcal{O} 整 備 等 に 関 す る 政 令 **令** 和 三 年 政 令 第 号 \mathcal{O} 施

土 に 交 伴 通 11 関 並 係 U 省 に 令 関 \mathcal{O} 係 整 法 令 備 等 \mathcal{O} 規 12 関 定 す に 基 る 省 づ 令 き、 を 踏 次 \mathcal{O} 切 ょ 道 う 改 に 良 定 促 \Diamond 進 る 法 等 \mathcal{O} 部 を 改 正 す る 法 律 \mathcal{O} 施 行

に

伴

う

玉

行

法

等

 \mathcal{O}

令 和 \equiv 年 月 日

省

玉 土 交 通 大 臣 赤 羽 嘉

踏 切 道 改 良 促 進 法 等 \bigcirc 部 を 改 正 す Ź 法 律 \mathcal{O} 施 行 12 伴 う 国 土 交通 省 関 係 省 令 \mathcal{O} 整 備 等 12 関 す る

省 令

踏 切 道 改 良 促 進 法 施 行 規 則 \mathcal{O} 部 改 正

第 条 踏 切 道 改 良 促 進 法 施 行 規 則 平 成 十三 年 玉 土 交 通 省 令 第 八 + 六 号) \mathcal{O} 部 を 次 \mathcal{O} ょ う に 改 正

す る

 \mathcal{O}

る

規 次 は 重 傍 定 \mathcal{O} 該 線 \mathcal{O} 表 対 傍 に を 象 付 線 ょ り、 規 L を 定 た 付 を 改 規 L 改 定 た 正 部 正 前 後 以 分 欄 欄 下 \mathcal{O} に ک ょ 12 撂 掲 う げ \mathcal{O} る げ 条 12 る 改 規 に t お \Diamond 定 \mathcal{O} \mathcal{O} 1 \mathcal{O} 7 改 傍 ょ 正 線 う 対 前 を に 欄 付 象 改 規 及 L め、 定 た び 改 部 そ と 正 分 を \mathcal{O} 後 1 ک 標 う。 欄 記 に n 部 に 対 応 分 は 順 が 次 L 異 そ 7 対 掲 な 応 \mathcal{O} る げ す 標 る る t 記 部 そ 改 \mathcal{O} は 分 \mathcal{O} 正 改 が 標 後 正 同 記 欄 前 部 に 欄 分 撂 \mathcal{O} げ に ŧ に

掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄

にこれに対応するもの を掲げてい ない ものは、これを加える。

踏切遮断機が (略) (略)	こう変当するようの こう変当するようの こう変当するようの こう変当するようの ここの ここの ここの ここの ここの ここの ここの ここの ここの こ	るにとする。 国土交通省令で定める基準は、次のいずれかに該当する踏切道であり、 切道における交通量、踏切事故の発生状況その他の事情を考慮して第二条 踏切道改良促進法(以下「法」という。)第三条第一項の踏(改良すべき踏切道の指定に係る基準)	3 (略) (定義) を乗じた値をいう。 (略) (で、) を乗じた値をいう。 (ので、) ので、) ので、) ので、) ので、(の省令で、) 一日当たりの踏切。断時間、(なりので、) の一日当たりの路切自動車で、(の道における自動車、(一日当たりの路切自動車で、(の道における自動車、(一日当たりの路切自動車で、(の道用カメラをいう。 (ので、) ので、) が、) が、) が、) が、) が、) が、) が、) が、) が、) が	改正後
イ 踏切遮断機が設置されていないものものであって次のいずれかに該当するもの1、踏切道を通過する列車の速度が百二十キロメートル毎時以上の五 (略)	道の幅員未満のもので次のいずれにも該当するものの部分をいう。以下同じ。)の幅員が踏切道に接続する道路の歩二十号)第二条第四号に規定する車道をいう。以下同じ。)以外とする部分のうち、車道(道路構造令(昭和四十五年政令第三百四 踏切道における歩道(道路の一般通行の用に供することを目的一〜三 (略)	に該当する踏切道とする。 「定により改良すべきものとして指定を行う踏切道は、次のいずれか第二条「踏切道改良促進法(以下「法」という。)第三条第一項の規(踏切道指定基準)	3 (略) (定義) (の) (の) (の) (の) (の) (の) (の) (の) (の) (の	改正前

七 条第 るものであって、道路交通法 踏切支障報知装置が設置されていないもの(自動車が通行 項の規定により自動)以外のものに限る。) 車の通行が禁止されているもの (昭和三十五年法律第百五号) (禁止 第四 でき

一 付近に老人福祉施設、障川・川 (略) される予定のものを含む。 二条第一号に規定する高齢者、 設があるものであって高齢者、 動 特に確保する必要があるもの 0 円滑化の促進に関する法律 意齢者、障害者等(高齢者、障害者等の移障害者支援施設その他これらに類する施 障害者等をいう。)の通行の安全 (平成十八年法律第九十一号) 第

関する法律第二条第十号に規定する特定道路をいう。)とが交差 規定する移動等円滑化をいう。次条第一項第三号におい している場合におけるものであって移動等円滑化 の促進の必要性が特に高いと認められるもの 鉄道と特定道路(高齢者、障害者等の移動の円滑化の促 (同条第二号に て同じ。 進に

略

切道改良基準

おいて同じ。)の区分に応じ、 た前条各号に掲げる基準をいう。 げる特定指定要因基準 法第三条第一項に規定する踏切道改良基準は、 (当該踏切道の指定に際して該当するとされ それぞれ当該各号に掲げるものとす 以下この項及び第十二条第一項に 次の各号に掲

維持及び修繕に関する事業又は鉄道施設の整備に係る事業のうち 立 一体交差化、 前条第一号 構造の改良 から第七号までに掲げる基準 (踏切道に接続する鉄道又は道路の構造 道路の新設、 改 築、

> 口 第四条第一項の規定により自動車の通行が禁止されているもの きるものであって、 (禁止される予定のものを含む。)以外のものに限る。) 踏切支障報知装置が設置され 道路交通法 てい (昭和三十五年法律第百五号) ないも (自動車 が通 行で

(新設)

九 付近に老人福祉施設、七・八 (略) する必要があるもの 設があるものであって高齢者又は障害者の通行の安全を特に確 障害者支援施設その他これらに類する

保施

(新設)

+略

(踏切道改良基準

第三条 号に掲げる特定指定基準(当該踏切道の指定に際して該当するとさ れぞれ当該各号に掲げるものとする。 れた前条各号に掲げる基準をいう。以下同じ。)の区分に応じ、 踏切道の改良の方法に関する国土交通省令で定める基準は、 法第三条第一項の安全かつ円滑な交通の 確 保のために必要 次の各

立体交差化、 維持及び修繕に関する事業又は鉄道施設の整備に係る事業のうち 前条第一号から第五号までに掲げる基準 構造の改良 (踏切道に接続する鉄道又は道路の構造 道路の新設、

こと。 の方法 条第 がある場合においては当該事業を実施することにより、当該踏切当該改良と一体となってその効果を十分に発揮させるための事業 道が特定指定要因基準に該当しなくなると認められるものである という。)であって、 を横断するための立体的な通路をいう。 通法第二条第一項第八号に規定する車両をいう。 の改良を含む。 地下 踏切 fするための立体的な通路をいう。)の整備、保安設備の整-横断歩道その他の歩行者又は自転車が安全かつ円滑に鉄道 とを分離して通行させるための踏切道の着色をいう。 号において同じ。 (以下この条及び第六条第三号において 「特定改良方法」 道 密 接関 連道路 当該特定改良方法による踏切道の改良及び)、歩行者等立体横断: 0 改良、 舗装の着色 駅の 出入口の新設その他の改良 (歩行者と車 施設 次項に (横断歩道 両 お (道 いて同 第六 橋

あると認められるものであること。 ては当該事業を実施することにより、事故の防止に著しく効果がなってその効果を十分に発揮させるための事業がある場合において、当該特定改良方法による踏切道の改良及び当該改良と一体と二 前条第八号から第十号までに掲げる基準 特定改良方法であっ

果があると認められるものであること。

・実施することにより、移動等円滑化及び事故の防止に著しく効を実施することにより、移動等円滑化及び事故の防止に著しく効改良方法による踏切道の改良及び当該改良と一体となってその効 改良方法による踏切道の改良及び当該改良と一体となってその効 一 前条第十一号に掲げる基準 特定改良方法であって、当該特定

果があると認められるものであること。

・実施することにより、事故の防止又は交通の円滑化に著しく効を実施することにより、事故の防止又は交通の円滑化に著しく効改良方法による踏切道の改良及び当該改良と一体となってその効 前条第十二号に掲げる基準 特定改良方法であって、当該特定

る改良の方法により踏切道を改良することが著しく困難であると国地形の状況その他の特別の事情により前項に定める基準に適合す

2

施設 道が特定指定基準に該当しなくなると認められるものであること 当該改良と一体となってその効果を十分に発揮させるための事業 という。)であって、当該特定改良方法による踏切道の改良及び 全かつ円滑に鉄道を横断するための立体的な通路をいう。 条第一項第八号に規定する車両をいう。以下同じ。 がある場合においては当該事業を実施することにより、 て通行させるための踏切道の着色をいう。)、 改良を含む。 保安設備の整備その他の改良の方法 (横断歩道橋、 地下横断歩道その他の歩行者又は自転車が安 舗装の着色 (歩行者と車 (以下「特定改良方法 両 歩行者等立体横 (道路交通)とを分離し 当該踏切)の整 断

あると認められるものであること。ては当該事業を実施することにより、事故の防止に著しく効果がなってその効果を十分に発揮させるための事業がある場合において、当該特定改良方法による踏切道の改良及び当該改良と一体と前条第六号から第九号までに掲げる基準 特定改良方法であっ

(新設)

があると認められるものであること。実施することにより、事故の防止又は交通の円滑化に著しく効果を十分に発揮させるための事業がある場合においては当該事業を良方法による踏切道の改良及び当該改良と一体となってその効果三 前条第十号に掲げる基準 特定改良方法であって、当該特定改三

る改良の方法により踏切道を改良することが著しく困難であると国2の地形の状況その他の特別の事情により前項に定める基準に適合す

程度寄与することが認められるものとして国土交通大臣が認めるも 通量の減少に資するものその他の事故防止又は交通の円滑化に相当 業を実施することにより、 の効果を十分に発揮させるための事業がある場合においては当該事 該特定改良方法による踏切道の改良及び当該改良と一体となってそ 改良基準は、 土交通大臣が認める場合における法第三条第一項に規定する踏切道 前項の規定にかかわらず、 当該踏切道における歩行者又は車両の交 特定改良方法であって、 当

(通知の方法)

であることとする。

第四条 号に掲げる基準のいずれに該当するかを明らかにしてするものとす 法第三条第七項の規定による通知は、当該踏切道が第二条各

(地方踏切道改良計 画の添付書 類

第五条 に必要な図面を添付しなければならない。 道改良計画には、 法第四条第一項又は第十二項の規定により提出する地方踏切 踏切道付近の略図及び工事の概要を説明するため

2 とができる。 ている添付書類の内容に変更がないときは、 改良計画について準用する。 前項の規定は、 法第五条第一項の規定により提出する地方踏切道 ただし、既に国土交通大臣に提出され その添付を省略するこ

(地方踏切道改良計画の提出を要しない踏切道の改良の方法)

第六条 良の方法は、次に掲げるものとする。 法第四条第一項ただし書の国土交通省令で定める踏切道の 改

- 保安設備の整 備
- 舗装の着色
- 前二号に掲げるも ののほか、 特定改良方法であって、 法第三条

両の交通量の減少に資するものその他の事故防止又は交通の円滑化当該事業を実施することにより、当該踏切道における歩行者又は車 めるものであることとする。 に相当程度寄与することが認められるものとして国土交通大臣が認 令で定める基準は、 ってその効果を十分に発揮させるための事業がある場合においては て、当該特定改良方法による踏切道の改良及び当該改良と一体とな 土交通大臣が認める場合における法第三条第一 確保のために必要な踏切道の改良の方法に関する国土交通省 前項の規定にかかわらず、 特定改良方法であ 項の安全かつ 円滑 つ

(通知の方法)

第四条 号に掲げる基準のいずれに該当するかを明らかにしてするものとす 法第三条第四項の規定による通知は、当該踏切道が第二条各

(地方踏切道改良計画の添付書類

第五条 図及び工事の概要を説明するために必要な図面を添付し 法第四条第一項の地方踏切道改良計画には、 添付しなければな 踏切道付近の略

(新設)

(新設)

四 滞留施設協定の公告の公告及び同条第三項の公示(同条第四項第十一条 法第九条第一項の公告及び同条第三項の公示(同条第四項 滞留施設協定の名称及びその所在地 二 協定滞留施設協定の名称	部を完了したときにあっては、完了の日) 二 特定道路改良の区間及び開始の日(特定道路改良の全部又は一一 特定道路改良に係る道路の種類及び路線名とする。 とする。 (特定道路改良の公示は、次に掲げる事項について行うもの(特定道路改良の公示)	条各号に掲げる事項とする。 第九条 法第六条第二項第五号の国土交通省令で定める事項は、第七(国踏切道改良計画の記載事項)	続する道路に沿って設けられた通路又は広場とする。第八条 法第四条第六項の国土交通省令で定める施設は、踏切道に接(道路外滞留施設)	第七条(略) (地方踏切道改良計画の記載事項)	の改良を完了するもの 第一項の規定による指定の日からおおむね五年以内に当該踏切道
(新設)	(新設)	各号に掲げる事項とする。 第七条 法第五条第二項第五号の国土交通省令で定める事項は、前条(国踏切道改良計画の記載事項)	(新設)	第六条(略)(地方踏切道改良計画の記載事項)	

通量、 おいて、当該評価は、当該踏切道の改良の完了後の踏切道における交踏切道の改良の完了後、遅滞なく行わなければならない。この場合に 踏切道が特定指定要因基準に該当するかどうかを明らかにすることに る状況の調査及び分析を行うとともに、当該踏切道の改良の完了後の 踏切事故の発生状況その他の安全かつ円滑な交通の確保に関す 法第十二条第一 遅滞なく行わなければならない。この場合に 項の評価は、正当な理由がある場合を除き、

より行うものとする。 した後、遅滞なく、次に掲げる事項を記載し 法第十二条第二項の規定による届出 は、 同条第一項の評価を実施 た届出書を提出してし

一 踏切道の名称なければならない。

区名及び道路の路線名 改良を実施した踏切道の位置並びに当該踏切道に係る鉄道の線

ては、 てその効果を十分に発揮させるための事業を実施した場合にあ 実施した踏切道の改良の方法 実施した踏切道の改良の方法及び当該事業の内容) (当該踏切道の改良と一体となっ

踏切道の改良を実施した期間

五.

の結果 踏切道における安全かつ円滑な交通の 確保に関する状況の評

通の確保に関する状況に重 その事項 前各号に掲げるもののほ 大な関係を有する事 か、 踏切道における安全かつ円滑 項 がある場合には な交

(新設

第十三条

(災害時の管理の方法を定めるべき踏切道の指定に係る基準)

法第十三条第一項の災害が発生した場合における円滑な避

難又は緊急輸送の確保を図る必要性、

踏切道の周辺における鉄道と道路との交差の状況その他の「急輸送の確保を図る必要性、踏切道を通過する列車の運行

する踏切道であることとする。

情を考慮して国土交通省令で定める基準は、

次のいずれかに該当

- 8 -

一項各号に該当する道路イー道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第四十八条の十九第

、啓刃道の適確な管理こより災害が発生した場合こおする円骨な一 前号に掲げるもののほか、地域の実情その他の事情を考慮してめに必要な道路として定められている道路 第十号に規定する地域防災計画において緊急輸送を確保するたロ 災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第二条ロ 災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第二条

避難又は緊急輸送の確保を図る必要性が特に高いと認められるも、踏切道の適確な管理により災害が発生した場合における円滑な一前号に掲けるもののほか、地域の実情その他の事情を考慮して

(新設)

(踏切道災害時管理基準)

に掲げる要件の全てを満たすものであることとする。十四条 法第十三条第一項に規定する踏切道災害時管理基準は、次

これらの者と関係機関との間の連絡体制を整備していること。災害時における鉄道事業者と道路管理者との間の連絡体制及び

と。
る措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領を作成しているこる措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領を作成していること。
災害時において鉄道事業者及び道路管理者がとるべき次に掲げ

イ 災害発生後速やかに踏切道の点検を開始すること。

間

- ハ 踏切道における継続的な通行の遮断を解消すること。
- ニ 踏切道及び踏切道に接続する道路の維持(道路の啓開のため

に行うものに限る。)を行うこと。

していること。 理のためにとるべき措置に関する訓練を定期的に実施することと 鉄道事業者及び道路管理者が災害時における踏切道の適 確な管

2 第十五条 法第十四条第一項の規定により! (地方踏切道災害時管理方法の添付書類) 理方法には、踏切道付近の略図を添付しなければならない。 法第十四条第一項の規定により提出する地方踏切道災害時管

ことができる。 されている添付書類の内容に変更がないときは、その添付を省略する 災害時管理方法について準用する。ただし、既に国土交通大臣に提出 前項の規定は、 法第十四条第九項の規定により提出する地方踏切 道

助 の申請)

第十六条 た 日 大臣に提出しなけ その年) 申請期間の開始の日が一月一日から三月十日までである場合には、 以下この条において という。)の 属する事業年度の前事業年度(以下この条において「前事業年度」 月一日から二月末日までである場合には、その前年)の四月一日の した日の属する年 次条において 一号様式)に次の書類を添付し、 昭切道の 業者 (保安設備の整備に関する工事が完了した日において当該完了 は、 の三月十日までに、 法第十九条第 適確な管 指定踏 決算が終了していない場合は、当該決算の終了の日。 「保安設備の整備」という。)に関する工事が完了し ればならない。 理 切 (保安設備の整備に関する工事が完了した日が一 のために行う保安設備の整 「申請期間の開始の日」という。)から翌年(道 \mathcal{O} 改良又は災害が発生した場合における指定 項の規定による補助を受けようとする鉄道 保安設備整備費補助金交付申請書(第 地方運輸局長を経由して国土交通 備 (以下この条及び

(新設)

(補助の 申 請

第八条 者は、 申請期間の開始の日が一月一日から三月十日までである場合には、 算の終了の日。以下「申請期間の開始の日」という。)から翌年(には、その前年)の四月一日の属する事業年度の前事業年度 その年)の三月十日までに、保安設備整備費補助金交付申請書(第 の改良の工事が完了した日が一月一日から二月末日までである場合 いて当該完了した日の属する年(保安設備の整備による指定踏切道 大臣に提出しなければならない。 「前事業年度」という。)の決算が終了していない場合は、 号様式)に次の書類を添付し、 (保安設備の整備による指定踏切道の改良の工事が完了した日に 保安設備の整備による指定踏切道の改良の工事が完了した日 法第十条第一 項の規定による補助を受けようとする鉄道 地方運輸局長を経由し て国土交通 当該決 以下 お

略

(略

(保安設備整備工事完了届)

して国土交通大臣に提出しなければならない。
く、保安設備整備工事完了届(第三号様式)を地方運輸局長を経由事業者は、保安設備の整備に関する工事が完了したときは、遅滞な第十七条 法第十九条第一項の規定により補助を受けようとする鉄道

通じて行われる場合の特例) (補助金の交付が独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構を)

(事業用固定資産の価額)

第十九条 (略)

(各事業に関連する営業外収益等の配賦)

一 (略)

二 営業外費用にあっては、次に掲げる割合

百分率き第十六条第三号の貸借対照表に記載された貸借対照表価額のイ 支払利子にあっては、各事業に専属する事業用固定資産につ

」 (略)

三 事業用固定資産の価額にあっては、各事業に専属する事業用固

(保安設備整備工事完了届)

輸局長を経由して国土交通大臣に提出しなければならない。きは、遅滞なく、保安設備整備工事完了届(第三号様式)を地方運者は、保安設備の整備による指定踏切道の改良の工事が完了したと第九条 法第十条第一項の規定により補助を受けようとする鉄道事業

通じて行われる場合の特例)(補助金の交付が独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構を

(事業用固定資産の価額)

第十一条 (略)

(各事業に関連する営業外収益等の配賦)

道事業に配賦するものとする。
 営業外費用及び事業用固定資産の価額は、次に掲げる割合により鉄の事業を経営する場合においては、各事業に関連する営業外収益、第十二条 鉄道事業者が鉄道事業(軌道業を含む。以下同じ。)以外

一 (略)

一 営業外費用にあっては、次に掲げる割合

き第八条第三号の貸借対照表に記載された貸借対照表価額の百~ 支払利子にあっては、各事業に専属する事業用固定資産につ

コ (格)

三 事業用固定資産の価額にあっては、各事業に専属する事業用固

定資産につき第十 六条第三号の貸借対照表に記載された貸借対照

表価額の百分率

(立体交差化工事施行者になろうとする者の申請の手続

第 $\overline{+}$ -条 (略)

2 前項の申請書には、 既存の法人にあっては、 ては、次に掲げる書類次に掲げる書類を添付するものとする。

イ~ホ (略)

法第二十条第一 項の同意を得たことを証する書類

法人を設立しようとする者にあっては、次に掲げる書類

イ~ニ (略)

法第二十条第一項の同意を得たことを証する書類

その他参考となるべき事項を記載した書類

(立体交差化工事施行者の 決定の通知

第

(略

(貸付申請の手続

第二十三条 第一項の国の貸付けを受けようとするときは、 前条の通知を受けた都道府県又は市町村は、 次に掲げる事項を記 法第二十条

載した申請書を国 土交通大臣に提出するものとする。

〈 匹 (略)

(令第五条の国土交通省令で定める踏切道

第二十四条 略

報告の徴収

第二十五条 により国土交通大臣から踏切道の改良の実施の状況、 理者を除く。 鉄道事業者又は道路管理者 以下この項において同じ。 (国土交通大臣である道路管 法第二十二条の規定 災害が発生し

> 価 定資産につき第八条第三号の貸借対照表に記載された貸借対照表

(立体交差化工事施行者になろうとする者の申請の手続

第十三条

2

前項の申請書には、 既存の法人にあっては、次に掲げる書類 次に掲げる書類を添付するものとする。

イ~ホ (略)

法第十一条第一項の同意を得たことを証する書類

法人を設立しようとする者にあっては、次に掲げる書類

イ〜ニ (略)

法第十一条第一項の同意を得たことを証する書類

三 その他参考となるべき事項を記載した書類

(立体交差化工事施行者の決定の通知

(略)

(貸付申請の手続

第十五条 した申請書を国土交通大臣に提出するものとする。 一項の国の貸付けを受けようとするときは、次に掲げる事項 前条の通知を受けた都道府県又は市町村は、 法第十 を記 条第 載

(略)

(令第五条の国土交通省令で定める踏切道

第十六条 (略)

(報告の徴収)

第十七条 他必要な事項について報告を求められたときは、 三条の規定により国土交通大臣から踏切道の改良の実施の状況その 鉄道事業者又は国土交通大臣以外の道路管理者は、 報告書を、 鉄道事 法第十

第1号様式(第十六条関係)	2 (略)	大臣に、それぞれ提出しなければならない。	輸局長を経由して国土交通大臣に、道路管理者にあっては国土交通	報告を求められたときは、報告書を、鉄道事業者にあっては地方運	た場合における踏切道の管理の実施体制その他必要な事項について
第1号様式(第八条関係)	2 (略)		なければならない。	大臣以外の道路管理者にあっては国土交通大臣に、それぞれ提出し	業者にあっては地方運輸局長を経由して国土交通大臣に、 国土交通

交付を申請します。 収良又は災害が発生した場合における指定路知道の通確な管理のために行う保安設備の整備に関する工事が完了したので、下記により同法<u>第 19 条章 1 項の規定</u>による保安設備整備書権助金の 第1号標式 階切道成良促進法第 3条第 1項又は第 13条第 1項の規定により指定を受けた階切道について 国土交通大臣 殿 保安設備整備費補助金交付申請書 氏名又は名称 年住 I 田野

路谷谷 備考(保安設備の種類欄には、踏切連断機、踏切警報機、踏切警報時間制御装置、二段型連断装置 大型連絡装置、オーバーハング型警報装置<u>、28分支庫報知装置又は28短数額力メラ</u>の別を記入 し、28分通影機については、自動式又は手動式の別をかつて書で記入すること。 切 道 保安設備の種 位 置 類 箇所 踏切道に深る 道路の種類 工事に要した 費用 (円) * 工作 李月 西山

第1号標式

国土交通大臣 殿

年年 氏名又は名称 里里

Ш

保安設備整備費補助金交付申請書

整備費補助金の交付を申請します。 傭による改良の工事が完了したので、下記により同法第 10条第 1項の規定による保安設備 踏切道改長促進法第3条第1項の規定により指定を受けた踏切道について保安設備の整

1 交付を受けようとする補助金の額 工事に要した費用の総額 掛 胁 H H

1 交付を受けようとする補助金の額

钳 #

田 田

71

3 工事が完了した保安設備

工事に要した費用の総額

3 工事が完了した保安設備

#	路 名 答
#	空 合 圖 圖
222	類類を
	踏切道に係る道路の種類
字	工事に要した 費用 (円)
7777	年 年 月 完 日 7

備者(保安設備の種類欄には、踏切遮断機、踏切警報機、踏切警報時間制御装置、二段 弘逸所談書、大型運所談書、オーバーハング型警報談書
○以2位別を対しては、自動式又は手動式の別をかつこ書で記入すること。

本様式…追加[二成 18 年 8 月国交令 50 号]、一部欧正[平成 28年 8 月国交令 89号]

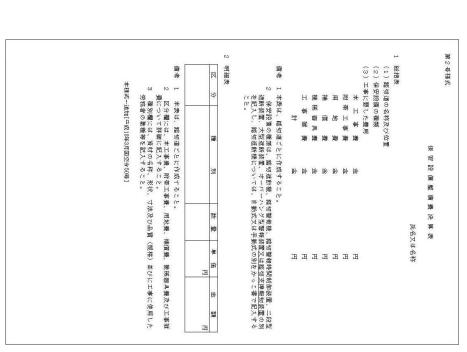
本樣式…追加[平成 18 年 3月国交令 50 号]、一部欧正 [平成 28 年 3 月国交令 39号]、

一部改正[令和3年3月匡交令 号]

第2号様式(第十六条関係)

			10											н		
能		M	額 選後 機								(8)	(2)	E	総括表		
林 3 2 1		59	10 ₽		-						中十	宋安	(1) 踏切道の名称及び位置	X#		
· 數字 数字 数字 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		_	本 値切を表 保断監が		Н	機械	在	H	路	*	畑	影師へ	9			
本本本を表示の本本の表示を表示という。 では、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、			おいまました。	7	斯庫	錦	mi	书	Н	H	工事に要した費用	保安設備の推蕩	8本3			
路以群は雅の初、編、発物、発表、経を発し、経を発し、経を発し、		推	物の大人で連種型も記		選	軍軍	珊	脚	推	掛	H	;008,	D'O'S			
1 未表は、脳知道ごとに作成すること 区分欄には、木工事豊、貯帯工事 要について詳細に記入すること。 第 型側には、原材の全体、形状、 完活者の職種等を記入すること。 大様式…道加[年成18年3月回交今50号]、二部		, man	未表は、婚別道にとに存成すること 保安設備の権威は、疑別道野療、 道新発展、大型道野疾展、対しない 対象技術五丈之の別を記入し、解り をかって幸で記入すること。		He	r40	Mu	His	Ha	Hi			FI			K
バヒに作成する 江本豊、総帯工 超元すること。 超八すること。 超八すること。 で 記八すること。 で 記八すること。 で 記八すること。		\sigma	に、接をる作 路置記これ おく カシ	M	卧	141	145	м	Les-	ш						½.
成略といる場合を表します。		別	を置する。	佣	HY	胁	胁	胁	胁	争						3
			ご機が踏り、一句													H
要に、		904	。路に通 空ン群													þ
と、 費、用地費、 寸法及び品質 改正1含和2年3		数曲	要が悪力に												加	3
ること。 工事費、用地費、補償費、 決、 寸法及び品質(規模)。 ・ 二部改正[令和(年3月国安全		1-4-	の報が												氏名又译名称	×
福賀母、(短格)		榧	舜剛·雪 	H	田	田	田	田	H	H					10	
	迅	亩	· 國際 國 大 大												-91	
機械器具費及び工事権 並びに工事に使用した 参]		H >	本表は、超別通ごとに存成すること。 条労設備の維援は、報知通常機、報知整備機、認知整備時間的回路費、工程型値有限度、大型延伸表度、オート・ング型整備設置、超数支速機能投資区域直接投資工人之の別を防入し、報知通期機については、自動式入は手動式の別をかって単で記入すること。													
使用した	æ	岩	置又は整 式の別													

第2号様式 (第八条関係)



第3号様式(第十七条関係) 第3号様式 1 踏切道の名称及び位置 4 工事に要した費用 3 踏切道に係る道路の種別 2 保安設備の種類 ために行う保安設備の整備に関する工事が完了しました。 下記のとおり指定階切道の改良又は災害が発生した場合における指定踏切道の退確な管理の 工事完了年月日 国土交通大臣 殿 本模式…追加[平成 18 年 3 月国交令 50 号]、一部改正[平成 28年 3 月国交令 39 号]、 (講者 保安設)側の種類は、路切透断機、路切警報機、路切警報時間制御接遷、二段型 遊断設置、大型遮断設置、オーバーハング型警報設置、路切支障報均提置又は 路切監復用力メラの別を記入し、路切透断機については、自動式又は手動式の別 をかっと書で記入すること。 一部改正[常和3年3月国交令 号] 保安設備整備工事完了届 掛 H 年往 氏名又は名称 川 田屋 第3号様式 第3号樣式 4 工事に要した費月 3 踏切道に係る道路の種別 1 踏切道の名称及び位置 (第九条関係) 下記のとおり保安設備の整備による指定踏切道の改良の工事が完了しました。 工事完了年月日 保安設備の種類 国土交通大臣 殿 備考 保安設備の種類は、踏切遮断機、踏切警報機、踏切警報時間判御装置、二段型 本標式…追加 阡成 18 年 3 月国交令 50 号】,一部改正[平成 28 年 3 月国交令 39 号] 記入し、踏切遮断機については、自動式又は手動式の別をかっこ書で記入すること。 遠断装置、大型遮断装置、オーバーハング型警報装置又は踏切支障報知装置の別を 保安設備整備工事完了届 胁 TH 年往 **既名以译名称** Ш 田府

(道路法施行規則の一部改正)

第

す

Ź

Ł

 \mathcal{O}

を

掲

げ

て

1

な

1

t

 \bigcirc

は

これ

を

加

え

る。

定 る を 規 条 重 次 改 傍 定 \mathcal{O} 道 正 線 \mathcal{O} 表 後 傍 12 路 を 欄 線 付 ょ 法 を り、 に L 施 た 付 掲 行 げ 規 L 改 規 定 た 正 則 る 対 部 前 以 象 分 欄 昭 規 下 \mathcal{O} 和 に 定 $\sum_{}$ ょ 掲 う کے \mathcal{O} げ + L 条 に る 七 て 改 規 年 に 移 め、 定 建 お 動 1 設 \mathcal{O} 傍 7 改 L 省 正 線 令 第二十 改 対 前 を 象 欄 付 正 後 規 及 L 定」 欄 \mathcal{U} た 五 号) に 改 部 کے 正 分 掲 を げ 1 後 \mathcal{O} う。) 欄 る 対 部 に n 象 対 に を 規 は、 応 順 次 定 L 次 \mathcal{O} よう で 改 て 対 改 掲 応 正 す に 正 げ 前 る る 前 欄 改 そ 改 欄 に 正 掲 \mathcal{O} 正 す に げ 標 る 後 記 欄 れ る に 対 部 に 対 象 分 掲 応 規 に げ

(令第三十四条の二の三第一項第三号ロの国土交通省令で定める改築	移設、車道又は歩道の拡幅その他の改築とする。条第一項に規定する地方踏切道改良計画に従つて行われる道路の高架条第一項に規定する地方踏切道改良計画に従つて行われる道路の高架の改築は、踏切道改良促進法(昭和三十六年法律第百九十五号)第四第十一条 令第三十四条の二の三第一項第三号イの国土交通省令で定め	(令第三十四条の二の三第一項第三号イの国土交通省令で定める改築)	(道路と鉄道との交差部分の管理の方法の基準) (道路と鉄道との交差部分の管理の方法の基準) (道路と鉄道との交差部分の管理の方法の基準) (道路と鉄道との交差部分の管理の方法の基準) (道路と鉄道との交差部分の管理の方法の基準) (道路と鉄道との交差部分の管理の方法の基準) (道路と鉄道との交差部分の管理の方法の基準) (道路と鉄道との交差部分の管理の方法の基準について計画的な維持、修繕(当該修繕を効率的に行うための点検を含む。)その他の管理が図られるよう、次に掲げる事項の全てを定めていることとする。 本項 (道路及び鉄道施設の損傷、腐食その他の劣化その他の異状を把握するための結果に応じて想定される修繕の方法その他の修繕に関する事項 (道路と鉄道との交差部分の管理の方法の基準は、災害が発生した場合における立体交差以外の交差部分の適確な管理が図られるよう、次に掲げる事項の全でを定めていることとする。 (道路と鉄道との交差部分の管理の方法の基準) (道路と鉄道との交差部分の管理の方法の基準) (道路と鉄道との交差部分の管理の方法の基準) (道路と鉄道との交差部分の管理の方法の基準)	改正後
(令第三十四条の二の三第一項第三号イの国土交通省令で定める改築	(新設)		新設	改正前

第十三条・第十四条(略)	第十四条・第十五条 (略)
無電柱化推進計画に基づいて行われるものとする。 号)第八条第一項又は第二項の都道府県無電柱化推進計画又は市町村る改築は、無電柱化の推進に関する法律(平成二十八年法律第百十二第十二条 令第三十四条の二の三第一項第三号口の国土交通省令で定め	無電柱化推進計画に基づいて行われるものとする。 (第十三条) 令第三十四条の二の三第一項第三号ハの国土交通省令で定め
)(令第三十四条の二の三第一項第三号ロの国土交通省令で定める改築(令第三十四条の二の三第一項第三号ロの国土交通省令で定める改築))(令第三十四条の二の三第一項第三号ハの国土交通省令で定める改築)
一〜六 (略) る改築は、次に掲げるものとする。 第十一条 令第三十四条の二の三第一項第三号イの国土交通省令で定め)	一〜六 (略) のとする。 おり では、次に掲げるものとする。 おり では、次に掲げるものとする。 おり では、次に掲げるものとする。 の の の 国土交通省令で定め の の の の の の の の の の の の の の の の の の の

高 速 自 動 車 玉 道 法 施 行 規 則 \mathcal{O} 部 改 正

第三 条 高 速 自 動 車 国 道 法 施 行 規 則 昭 和 兀 + 六 年 建 設 省 令 第 + 九 号) \mathcal{O} 部 を 次 \mathcal{O} ょ う 12 改 正 す る

ŧ 象 以 規 下 次 \mathcal{O} は、 定として \mathcal{O} \mathcal{O} 表 これ 条 に ょ に を加え り、 移 お 動 1 L 7 改 る。 正 改 対 前 欄 正 象 規 後 及 欄 定」 \mathcal{U} 改 に とい 正 掲 げ 後 う。 欄 る 対 に 象 対 応 規 は 定 L で 改 て 掲 改 正 げるそ 前 正 前 欄 欄 に \mathcal{O} に 掲 げ 標 記 れ る に 部 対 分に二つ 対 象 応 規 す 定 重 る を 傍 ŧ 改 線 正 \mathcal{O} を 後 を 付 掲 欄 げ 12 L て 掲 た げ 規 1 定 な る

対

1

第十一条・第十二条(略)	第十二条・第十三条 (略)
(新設)	(高速自動車国道と鉄道との交差部分の管理の方法の基準)事項
改正前	改正後

道 路 整 備 事 業 に 係 る 玉 \mathcal{O} 財 政 上 \mathcal{O} 特 别 措 置 に 関 す る 法 律 施 行 規 則 \mathcal{O} __ 部 改 正

第 匹 条 道 路 整 備 事 業 に 係 る 玉 \mathcal{O} 財 政 上 \mathcal{O} 特 别 措 置 に 関 す る 法 律 施 行 規 則 昭 和 六 + 年 建 設 省 第 七

号) の一部を次のように改正する。

す 定 る る を 規 重 次 ŧ 改 定 傍 \mathcal{O} 線 \mathcal{O} 正 表 \mathcal{O} を 後 傍 に を 掲 欄 付 線 ょ り、 げ に L を 掲 た 付 て 規 改 1 げ L な 定 た る 正 部 対 前 1 ŧ 象 以 分 欄 規 下 \bigcirc \mathcal{O} に は 定 ک ょ 掲 کے う げ \mathcal{O} これ る L 条 に 規 7 に 改 定 を 移 め、 な 加 動 \mathcal{O} 1 え 7 傍 L 改 る。 線 正 改 対 を 前 付 正 象 欄 後 規 L 及 定」 欄 た び に 改 部 掲 と 正 分 をこ げ 7 後 う。 欄 る 対 れ に 象 に 対 規 は、 応 順 定 L 次 改 で 7 対 改 応 掲 正 す 正 前 げ る 前 欄 る 改 欄 に そ 掲 正 に \mathcal{O} げ 標 後 欄 れ る 記 に 対 部 に 対 象 分 掲 応 規 に げ

(令第一条第三年法律第百十二年法律第百十二年法律第百十二年)	(令第一条第三項第三号2で定める改築)	(令第一条第三項第三号/で定める改築) (令第一条第三項の定める改築は、
計画又は市町村無電柱化推進計画に基づいて行われるものとする。年法律第百十二号)第八条第一項又は第二項の都道府県無電柱化推進交通省令で定める改築は、無電柱化の推進に関する法律(平成二十八三条の四)令第一条第三項第三号ハ及び第二条第二項第三号ハの国土で定める改築)	ー〜六 (略) 一〜六 (略) 一〜六 (略) で運める改築は、次に掲げるものとする。 交通省令で定める改築は、次に掲げるものとする。 で定める改築) (令第一条第三項第三号ロ及び第二条第二項第三号ロの国土交通省令	れる道路の高架移設、車道又は歩道の拡幅その他の改築とする。九十五号)第四条第一項に規定する地方踏切道改良計画に従って行わた十五号)第四条第一項に規定する地方踏切道改良計画に従って行わ交通省令で定める改築は、踏切道改良促進法(昭和三十六年法律第百第三条の二 令第一条第三項第三号イ及び第二条第二項第三号イの国土で定める改築)
計画又は市町村無電柱化推進計画に基づいて行われるものとする。「一年法律第百十二号」第八条第一項又は第二項の都道府県無電柱化推進交通省令で定める改築は、無電柱化の推進に関する法律(平成二十八第三条の三 令第一条第三項第三号ロ及び第二条第二項第三号ロの国土で定める改築)	ー〜六 (略) 一〜六 (略) 一〜六 (略) 一〜六 (略) 一〜六 (略) 一〜六 (略) 一〜六 (略) 一〜六 (略) 一〜六 (略) 一〜六 (略)	(新設)

(鉄道事業法施行規則の一部改正)

第

次

 \mathcal{O}

表

に

ょ

り、

改

正

前

欄

に

掲

げ

る

規定

の傍

線

を付

L

た部分をこれ

に対応する改正

後

欄

に掲

げる規

五. 条 鉄 道 事 業 法 施 行 規 則 昭 和 六十二 年 運 輸 省 令第六号) の 一 部 を 次 \bigcirc ように 改 正 す る。

定の傍線を付した部分のように改める。

2 (略)	五~九 (略)	一項から第四項までの規定による勧告に係る事項	四四路切道改良促進法(昭和三十六年法律第百九十五号)第十七条第	一~三 (略)	関わる情報は、次のとおりとする。	第三十六条の八 法第十九条の三の国土交通省令で定める輸送の安全に	(国土交通大臣による輸送の安全に関わる情報の公表)	改 正 後
2 (略)	五~九 (略)	項及び第二項の規定による勧告に係る事項	四 踏切道改良促進法(昭和三十六年法律第百九十五号)第八条第一	一~三 (略)	関わる情報は、次のとおりとする。	第三十六条の八 法第十九条の三の国土交通省令で定める輸送の安全に	(国土交通大臣による輸送の安全に関わる情報の公表)	改正前

施 行 期 日 則

この省合は、合同(施行期日)

1 \mathcal{O} 省 令 は 令 和 三 年 几 月 日 か 5 施 行 す る。

(経過措置)

2

く。 年 改 年 玉 匹 第 度 度 ま 庫 正 債 に に で 後 支 に 繰 務 条 \mathcal{O} \mathcal{O} 出 負 規 道 り \mathcal{O} 0 担 す 越 定 路 規 1 ベ さ 行 整 定 7 は き 為 12 れ 適 備 £ た 用 令 ょ 事 に 業 基 ŧ し、 和 る \mathcal{O} とさ づ \equiv に 改 \mathcal{O} 及 き 令 年 係 正 令 れ 和 度 び る 後 た 令 和 以 玉 \mathcal{O} 国 年 \equiv 降 道 和 \mathcal{O} 度 年 路 \mathcal{O} \mathcal{O} 財 負 年 以 度 年 法 政 担 以 度 上 度 前 施 又 行 以 降 \mathcal{O} \mathcal{O} \mathcal{O} 予 は 特 前 年 \mathcal{O} 規 年 補 度 算 別 則 \mathcal{O} 度 に 措 第 助 年 \mathcal{O} に 予 に 度 係 置 + 支 算 0 \mathcal{O} る に 12 出 1 玉 玉 関 条 て 係 す 庫 す か \mathcal{O} は、 債 ベ 負 る 5 る き 第 務 担 法 玉 な 負 \mathcal{O} ŧ 又 律 + \equiv お 担 負 \bigcirc は 施 لح 従 行 担 条 補 行 さ 前 為 又 助 規 ま \mathcal{O} に は れ 則 で 第三 令 例 基 た 及 補 に づ 玉 和 び 助 き 令 第 ょ で 条 \mathcal{O} る。 三 年 令 \mathcal{O} 負 和 和 担 度 条 \equiv 三 又 以 か \mathcal{O} 年 規 年 は 5 前 第 度 度 定 補 \mathcal{O} 以 以 年 12 助 降 条 ょ 降 を 度 る 除 \mathcal{O} \mathcal{O} \bigcirc \mathcal{O}